



® 平成 30 年 11 月 30 日 (金)

No. 14825 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [167] (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) (14)

☆ [春宵一刻] イエネコの進化 (16)

弁理士の眼

167

商品形態「ブラウス」不正競争行為差止等請求事件

ー大阪地裁平成27(ワ)9648(甲事件) / 平成27(ワ)10930(乙事件)。

平成29年1月19日(21民部) 判決<請求一部認容>ー

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

[キーワード] 商品形態の模倣 (不競法2条1項3号・5項)、著作権 (複製権・翻案権) の侵害 (著112条1項・2項)、純粋美術と応用美術、応用美術品と意匠、美的鑑賞、被告物品販売の損害額

- 1 被告は、別紙被告商品目録記載1、同3の各商品を製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告商品目録記載1、同3の各商品を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、1084万1977円及び内金789万7488円に対する平成27年9月1日から、内

【主 文】

国内外一貫担当・信頼の事務管理体制・厳選した海外代理人との強固なネットワーク



わかば国際特許事務所

所長 弁理士 宮崎昭夫

<http://www.wakabapat.jp/>

〒108-0014 東京都港区芝五丁目26-24 田町スクエア3階

TEL: 03-6435-0309 FAX: 03-6435-1610

金294万4489円に対する平成27年11月12日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用はこれを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

6 この判決は、第3項に限り仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件のうち甲事件は、別紙原告商品目録記載1、同2の各商品（以下「原告商品1」、「原告商品2」という。）を製造、販売していた原告（株式会社ジオン商事）が、別紙被告商品目録記載1、同2の各商品（以下「被告商品1」、「被告商品2」という。）を製造販売する被告（玉一商店株式会社）に対し、下記Ⅰ、Ⅱの請求をした事案であり、乙事件は、別紙原告商品目録記載3の商品（以下「原告商品3」という。）を製造、販売していた原告が、別紙被告商品目録記載3の商品（以下「被告商品3」という。）を製造販売する被告に対し、下記Ⅲの請求をした事案である。

記

Ⅰ 被告商品1の製造販売行為についての請求

被告商品1は原告商品1の形態を模倣した商品であり、その販売行為が不正競争防止法2条1項3号の不正競争に該当することを理由とする同法3条1項に基づく製造販売等の差止請求、同条2項に基づく廃棄請求のほか、同法4条に基づく790万6237円（弁護士費用損害71万8749円を含む。）の損害賠償請求及びこれに対する不法行為の後の日である平成27年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害請求

Ⅱ 被告商品2の製造販売行為についての請求

i 被告商品2は原告商品2の形態を模倣した商品であり、その販売行為が不正競争防止法2条1項3号の不正競争に該当することを理由とする同法3条1項に基づく製造販売等の差止請求、同条2項に基づく廃棄請求のほか、同法4条に基づく486万4522円（弁護士費用損害44万2229円を含む。）の損害賠償請求及びこれに対する不法行為の後の日である平成27年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延

損害金請求（主位的請求）

ii 被告商品2は著作物である原告商品2を複製又は翻案した商品であるとして、著作権（複製権又は翻案権）侵害を理由とする著作権法112条1項に基づく差止請求、同条2項に基づく廃棄請求のほか、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求として上記iと同額の損害賠償請求（第1次的予備的請求）

iii 被告商品2の製造販売行為が一般不法行為を構成することを理由とする、一般不法行為に基づく差止請求、廃棄請求のほか、損害賠償請求として上記iと同額の損害賠償請求（第2次的予備的請求）

Ⅲ 被告商品3の製造販売行為についての請求

i 被告商品3は原告商品3の形態を模倣した商品であり、その販売行為が不正競争防止法2条1項3号の不正競争に該当することを理由とする同法3条1項に基づく製造販売等の差止請求、同条2項に基づく廃棄請求のほか、同法4条に基づく295万2937円（弁護士費用損害26万8448円を含む。）の損害賠償請求及びこれに対する不法行為の後の日である平成27年11月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金請求（主位的請求）

ii 被告商品3は著作物である原告商品3を複製又は翻案した商品であるとして、著作権（複製権又は翻案権）侵害を理由とする著作権法112条1項に基づく差止請求、同条2項に基づく廃棄請求のほか、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求として上記iと同額の損害賠償請求（第1次的予備的請求）

iii 被告商品3の製造販売行為が一般不法行為を構成することを理由とする、一般不法行為に基づく差止請求、廃棄請求のほか、損害賠償請求として上記iと同額の損害賠償請求（第2次的予備的請求）

1 判断の基礎となるべき事実（争いのない事実並びに各項末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実。なお、甲事件において提出された証拠を甲A、乙A、乙事件において提出された証拠を、甲B、乙Bと表記する。）